

【確認事項】

- ◆同一の利用者が引き続き5日を超え、又は定期的に曜日若しくは日時を指定して利用する事は出来ません。
- ◆ご利用時間には、入館・搬入・仕込み・準備から片付け・搬出・原状復帰・退館するまでを含みます。
時間内にすべてを終了するようにお願いします。
- ◆次の場合は、利用許可の条件の変更・利用の停止・利用の許可の取消しをすることがあります。
 - (1)利用の許可の条件に違反したとき。
 - (2)野田市文化会館の設置及び管理に関する条例又は野田市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則に違反したとき。
 - (3)その他会館の管理上支障があると認めるとき。
この措置により利用者に損害が生ずることがあっても、市及び指定管理者はその責任を負いませんので、予めご了承ください。
- ◆既に支払った利用料金は還付しません。ただし、以下の規定により還付をすることが出来ます。
還付を受けるときは、「野田市文化会館利用料金還付申請書」を提出してください。
 - (1) 天災、地変その他利用者の責によらない理由により利用できなくなったとき・・・全額
 - (2) 指定管理者が管理上必要と認め利用許可を取消したとき・・・・・・・・・・全額
 - (3) 利用者が利用する日の3ヶ月前までに利用の取消しを申請したとき・・・・・・・・全額
 - (4) 利用者が利用する日の2ヶ月前までに利用の取消しを申請したとき・・・・・・・・100分の70
 - (5) 利用者が利用する日の1ヶ月前までに利用の取消しを申請したとき・・・・・・・・100分の50
- ◆利用者は会館の設備及び器具の利用について、指定管理者と利用方法その他必要な事項を打合せします。
当館職員・舞台スタッフとの打ち合わせを2～1ヶ月前までに行ってください。打合せの日程はお電話でご予約下さい。利用のない日を先着順にて受付けます。
打ち合わせ当日は、プログラム・進行表・仕込図等をご持参ください。
- ◆詳しくは、ご利用案内を必ずご確認ください。

確認事項に同意します ☐ ←同意していただけない場合利用できません

年 月 日

団体名 _____

氏名 _____